

賃貸借契約書（案）

（長期継続契約）

宇和島市介護老人保健施設ふれあい荘を甲とし、
甲乙両当事者は、次の条項によって丁合機の賃貸借契約を締結する。

（総則）

第1条 乙が甲の使用に共する物件の賃貸借及び保守については、この契約の定めるところによる。

（賃貸借物件）

第2条 賃貸借物件は、仕様書のとおりとする。

（物件の設置場所及び賃貸借期間）

第3条 物件の設置場所及び賃貸借期間は、次のとおりとする。

（1）設置場所 宇和島市介護老人保健施設ふれあい荘

（2）賃貸借期間 令和7年8月1日から令和12年7月31日

地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約

（賃貸借料）

第4条 賃貸借物件の賃貸借料は、次のとおりとする。

総額 ￥ ー

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ ー）

月額 ￥ ー

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ ー）

賃貸借期間中に消費税法及び地方税法が改定された場合は、その規定により変更し甲が負担するものとする。

（賃貸借料の支払）

第5条 乙は、毎月始めに前月分の賃貸借料を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙の契約履行を確認し、乙から適法な請求書を受領した日から30日以内に賃貸借料を乙に支払うものとする。

3 甲が正当な理由がなく、前項に規定する期間内に賃貸借料を支払わないときは、

甲は遅延日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に基づく年率で計算した遅延利息を乙に支払わなければならない。

（所有者の表示）

第6条 乙は、装置に自己の所有物である旨の表示をするものとする。

（善良な管理者としての義務）

第7条 甲は、善良な管理者の注意義務をもって、機器等を管理するものとする。

（契約解除及び処置）

第8条 甲又は乙が次の各号の一に該当すると認めたときは、甲又は乙は本契約を解除することができる。

（1） 本契約の条項に違反したとき

（2） 契約の締結又は履行について不正な行為があったとき

（3） 甲又は乙の責めに帰す理由により履行期限まで給付、債務を完了しないとき、又は完了する見込みがないとき

2 前項の規定により本契約を解除するときは、文書により通知しなければならない。

3 前2項の規定により本契約が解除されたときは、違反者の費用負担において賃貸借物件を搬出するものとする。

4 甲が本契約の条項に違反し本契約が解除されたときは、甲は賃貸借物料の残額全部を乙に支払うものとする。

（損害賠償等）

第9条 甲又は乙は、自己の責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

（物件の保守）

第10条 乙は、甲が物件を常に安全に使用できるよう保守を行い、その費用を負担する。ただし、甲の責めに帰すべき事由により修理又は調整の必要が生じたときは、それに要する費用は、甲の負担とする。

2 乙は、装置の保守方法について、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

（身分証明書の携帯及び秘密保持）

第11条 乙は、装置の管理及び保守に従事させる者を物件の設置場所に立ち入らせる場合には、必ず身分証明書を携帯させなければならない。

2 乙は、前項の立ち入りに際して知得した甲の業務上の秘密を他に漏らしてはならない。

(物件の返還)

第12条 甲は、賃貸借期間の満了又は契約の解除によって物件を乙に返還するものとし、返還時の対象物件の処理等は、仕様書のとおりとする。

(契約保証金)

第13条 契約保証金は、免除する。

(特約事項)

第14条 本契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約のため、本契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る甲の歳出予算について減額又は削除があった場合、甲は、本契約を変更し、又は解除することができる。

2 前項の規定により本契約を変更し、又は解除された場合において、乙に損害が生じたときは、甲は、乙に対して損害賠償の責めを負うものとする。この場合における賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(その他)

第15条 この契約の履行に関し疑義を生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して解決するものとする。

上記契約の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

甲 愛媛県宇和島市津島町岩松甲39番1
宇和島市介護老人保健施設ふれあい荘
宇和島市病院事業管理者 梶原 伸介

乙